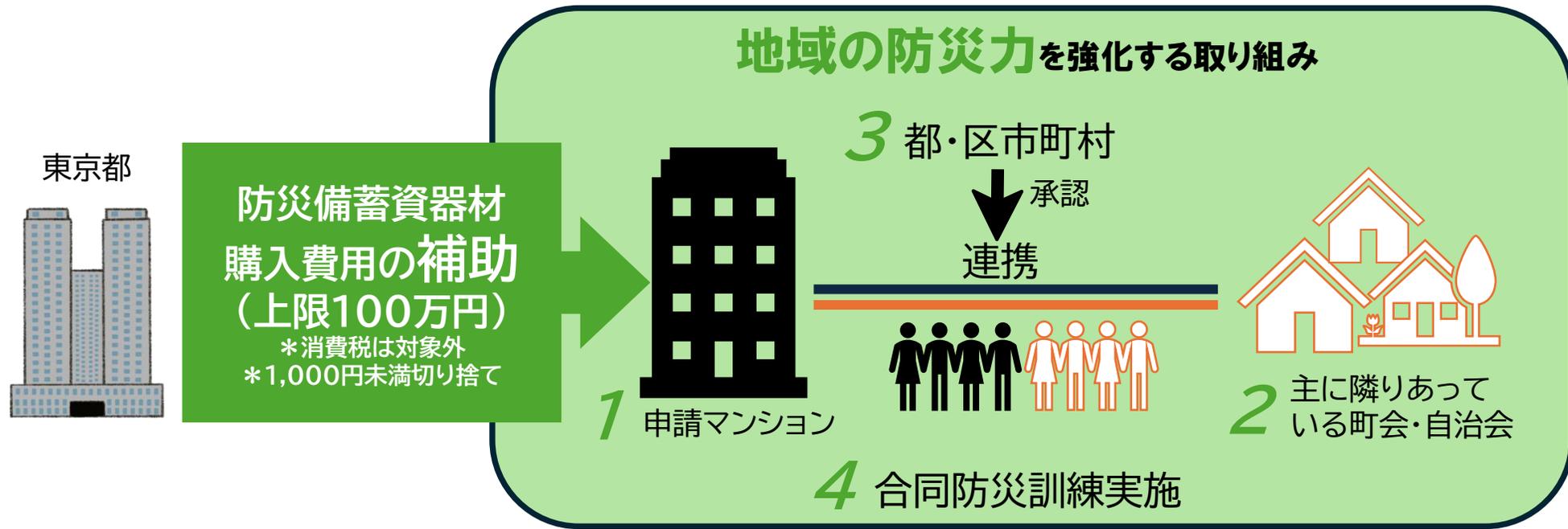


# 東京とどまるマンション普及促進事業 地域連携分補助のご案内



条件 **1** 申請マンションが、東京とどまるマンションに登録済みであること

条件 **2** 連携先が、連携可能な位置にある町会・自治会等であること  
\* 東京とどまるマンションに登録済みのマンションどうしの連携、同じマンションの管理組合とマンション自治会での連携は対象外です

条件 **3** 都もしくは市区町村が承認している連携であること  
\* 東京都生活文化局「町会・マンションみんなで防災訓練」等の制度をご活用ください

条件 **4** 合同防災訓練を実施し、報告書を提出すること

\* このほか提出書類や条件があります。詳細はお問い合わせください。

**お問合せ先**：東京都防災・建築まちづくりセンター 補助金申請窓口 「地域連携について」とお伝えいただくとスムーズです  
TEL:03-5989-1547 e-mail:todomaru\_shinsei(at)tokyo-machidukuri.jp \* 入力時に(at)を@に読み替えてください

条件 **3** 都もしくは市区町村が承認している連携 とは  
以下の制度で町会等と申請マンションの連携が確認できるものです。

**ア** 都もしくは区市町村の支援制度や助成制度

※過去3年度以内に交付決定を受けたもの

例:町会・マンション みんなで防災訓練

**イ** 区市町村の認定制度

※有効期限がある場合、合同防災訓練まで有効なもの

例:〇〇区防災マンション認定制度

**ウ** 登録マンション・町会等・地元自治体で結んだ協定

※有効期限がある場合、合同防災訓練まで有効なもの

例:防災に係る協定書